

山形県建設工事成績評定要領

(総 則)

第1条 山形県が所掌する建設工事の適正な履行を確保するために行う建設工事成績評定業務に関しては、別に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(目 的)

第2条 この要領は、山形県の発注する建設工事の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定、指導育成及び工事の質的向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「契約担当者」とは、知事若しくは山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月21日山形県訓令第49号)第4条の規定による工事請負の支出負担行為に関する専決者をいう。
- (2) 「受注者」とは、建設工事の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人もしくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「検査員」とは、建設工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)に基づき契約担当者が検査を命じた者をいう。
- (4) 「総括監督員」とは、契約約款第に基づき契約担当者が指定した監督職員のうち、山形県建設工事監督要領第6条第1項に掲げる業務を行う者をいう。
- (5) 「監督員」とは、契約約款第に基づき契約担当者が指定した監督職員のうち、山形県建設工事監督要領第6条第2項に掲げる業務を行う者をいう。

(評定の対象)

第4条 評定の対象は、1件の当初設計金額(消費税及び地方消費税を含む)が500万円を超える建設工事について行うものとする。ただし、次の各号に掲げる建設工事であって、契約担当者が必要ないと認めたものについては、評定を省略できる。

- (1) 最終設計金額(消費税及び地方消費税を含む)が500万円を超えない建設工事
- (2) 道路、河川、公園等の維持工事及びこれらに類する簡易な建設工事

(評定の内容)

第5条 評定は、工事の施工体制、施工状況、目的物の品質、技術的難易度、創意工夫、社会性等の評価項目について行う。

2 前項の評価項目の細目については、次の各号に掲げる各審査基準に定めるものとする。

- (1) 山形県建設工事成績評定審査基準(別添1)
- (2) 山形県建設工事成績評定審査基準(営繕版)(別添2)

(評定者)

第6条 第5条の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、検査員、監督員及び総括監督員とする。

(評定の方法)

第7条 評定は、各評価項目について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公平に行うものとする。ただし、一つの工事の監督員及び総括監督員がそれぞれ複数の場合、あるいは一つの検査の検査員が複数の場合においては、お互いに協議して評定を行うものとする。

2 前項の評定を行う場合であって、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定を行うものとする。

3 評定の方法は、第5条第2項に規定する各考査基準に定めるものとする。

4 評定の結果は、次の各号に掲げる様式（以下「評定表等」という。）に記録するものとする。

- (1) 工事成績評定表（評定様式第1号）
- (2) 工事成績採点表（評定様式第2号）
- (3) 細目別評定点採点表（評定様式第3号）

(評定の時期)

第8条 検査員である建設工事の評定者は検査を実施したとき、監督員及び総括監督員である建設工事の評定者は工事が完了したとき、それぞれ評定を行う。

2 前項に規定する検査とは、山形県建設工事検査規程第2条に規定する検査の種類のうち、完成検査、一部完成検査、中間検査とする。

(評定表等の提出)

第9条 評定者は、評定を行ったときは速やかに評定表等を作成し、契約担当者に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第10条 契約担当者は、評定者から評定表等の提出があったときは、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定通知書（別記様式第1）及び項目別評定点（別表1）により速やかに通知するものとする。

(評定の修正)

第11条 評定者は、第10条の評定結果の通知をした後に、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定者間で内容を精査のうえ、評定を修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、その結果を当該工事の受注者に速やかに、工事成績評定通知書の修正について（別記様式第4）により通知するものとする。

3 契約担当者は、会計局工事検査課の職員（山形県建設工事検査規程第3条第3項による依頼された職員を含む）が検査員として評定した建設工事について、前項の修正を通知したときは、会計局工事検査課及び建設企画課へ報告（参考様式1）するものとする。

なお、山形県建設工事検査規程第3条第2項による職員が検査員として評定した建設工事にあつては、建設企画課へ報告（参考様式1）するものとする。

(説明請求及び回答)

第12条 第10条又は第11条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

- 2 契約担当者は、前項による説明を求められた場合は、速やかに、工事成績評定に係る説明書（回答）（別記様式第2）により回答するものとする。
- 3 契約担当者は、会計局工事検査課の職員が検査員として評定した建設工事について、前項の回答を行う場合は、あらかじめ工事検査課長と協議のうえ、回答をするものとする。

（再説明請求及び回答）

- 第13条 第12条第2項の回答を受けた者は、説明にかかる回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、通知を行った契約担当者に対して、評定の内容について再説明を求めることができるものとする。
- 2 契約担当者は、前項による再説明を求められたときは、山形県建設工事成績評定審査委員会の審議を経て、速やかに、工事成績評定に係る再説明書（回答）（別記様式第3）により回答するものとする。
 - 3 前項の山形県建設工事成績評定審査委員会は、山形県建設工事成績評定審査委員会設置要領（別添3）にもとづき設置するものとする。

（評定結果等の公表）

- 第14条 第10条の通知内容、第12条及び第13条の申立者の提出した書面及び回答を行った書面については、「山形県入札・契約に係る情報の公開に関する実施要領」（平成16年4月1日付け出総第23号）に基づき公表するものとする。

（その他）

- 第15条 ここに定めるもののほか、建設工事の成績評定について必要な事項は、その都度定める。

附 則

- この要領は、平成15年4月1日から施行する
この要領の改正は、平成17年4月1日から施行する
この要領の改正は、平成19年4月1日から施行する
この要領の改正は、平成22年4月1日から施行する
この要領の改正は、平成26年4月1日から施行する

山形県建設工事成績評定要領関係様式等一覧

様式	名称	提出期限	作成者	提出先	備考
1	工事成績評定表				
2	工事成績採点表				
3	細目別評定点採点表				
別記第1	工事成績評定通知書	成績評定が完了したとき	契約担当者	受注者	
別表1	項目別評定点	別記様式第1の別表	契約担当者	受注者	
別記第2	工事成績評定に係る説明書(回答)	成績評定通知に対して説明を求められたとき	契約担当者	受注者	
別記第3	工事成績評定に係る再説明書(回答)	成績評定通知に対して再説明を求められたとき	契約担当者	受注者	
別記第4	工事成績評定通知書の修正について	成績評定の修正を行ったとき	契約担当者	受注者	
参考様式1	工事成績評定通知書の修正について(報告)	成績評定を修正し、受注者へ通知したとき	契約担当者	工事検査課、建設企画課	事務連絡により報告

工 事 成 績 評 定 表

評定様式第1号

(課・室・公所名)

施 工 年 度	平成 年度		
工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 者 氏 名			
契 約 金 額	当初：	円	
	最終：	円	
工 期	平成 年 月 日 から	現場代理人氏名	
	平成 年 月 日 まで	主任技術者氏名	
完 成 年 月 日	平成 年 月 日	監理技術者氏名	
評 定			
完 成 検 査	監 督 員	評定年月日： 職・氏名：	評定点
	総括監督員	評定年月日： 職・氏名：	
	検 査 員	評定年月日： 職・氏名：	
既 済 検 査 (一部完成) (中 間)	検 査 員 (第1回)	(一部完成、中間) 職・氏名：	
	検 査 員 (第2回)	(一部完成、中間) 職・氏名：	
	検 査 員 (第3回)	(一部完成、中間) 職・氏名：	
	検 査 員 (第4回)	(一部完成、中間) 職・氏名：	
	検 査 員 (第5回)	(一部完成、中間) 職・氏名：	
	検 査 員 (最新の既済検査)	(一部完成、中間) 職・氏名：	
	既済検査平均評定点	既済検査が2回以上の場合は の平均値	
法令遵守等			
評定点合計			

- 注) 1. この評定表には、当該工事に係る「工事成績採点表(評定様式第2号)」を添付のこと。
 2. 完成検査のみの場合の評定。

$$\text{評定点合計} = \text{ } \times 0.4 + \text{ } \times 0.2 + \text{ } \times 0.4 +$$

 3. 既済検査があった場合の評定。

$$\text{評定点合計} = \text{ } \times 0.4 + \text{ } \times 0.2 + \text{ } \times 0.2 + (\text{もしくは } \text{ }) \times 0.2 +$$

 4. 監督員、総括監督員、検査員の評定点(~)は、少数第1位までとする。
 5. 法令遵守等 は、総括監督員が記入する。
 6. 評定点合計 は、四捨五入により整数とする。
 7. 既済検査は紙面の都合上第1回～第5回まで及び最新の既済検査のみ記載する。

評定様式第2号		工事成績採点表												課・室又は公所名							
工 事 名		施 工 場 所				年 月 日 ～ 平成 年 月 日				完 成 年 月 日				年 月 日							
請 負 者 名		監 督 員				監 督 員				監 督 員				監 査 員							
評 定 項 目 ※5		評定年月日:平成 年 月 日 氏名: 印				評定年月日:平成 年 月 日 氏名: 印				評定年月日:平成 年 月 日 氏名: 印				評定年月日:平成 年 月 日 氏名: 印							
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10															
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10															
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10															
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2					+5	+2.5	0	-7.5	-15					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3														
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5															
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5															
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5															
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※1						+0.0				0										
	I. 創意工夫 ※1	+0.0	≤7	0			+10	+7.5	+5.0	+2.5	0										
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※2																				
	加減点合計 (1+2+3+4+5+6)																				
評定点 (65±加減点合計) ※3		①																			
7. 評 定 点 計		②																			
		③																			
8. 法 令 遵 守 等 ※4		④																			
		⑤																			
9. 評 定 点 合 計 ※5		⑥																			
		⑦																			
10. 技 術 提 案 履 行 確 認 ※6		⑧																			
		⑨																			
所 見 ※6		⑩																			
		⑪																			

※1 高度技術及び創意工夫の評定は、工事全般を通して特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評価内容の記述方法として、加点評価のみとする。

※2 社会性等の評価では、地域の観点から加点評価のみとする。また、法令順守等は減点評価のみとする。

※3 評価点 = [項目1～3の評定 (65点±加減点合計)] + [4、5、6の評定 (加点合計)] - [8の評定 (減点)]

※4 法令順守等は総括監督員が記入する。

※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※6 所見は特筆すべき事項について記載するものとする。

※7 調査項目毎の採点は、監督員は別紙-1①～③、総括監督員は別紙-2①～③、検査員は別紙-3①～④によるものとする。

評定様式第2号 - 1

工事成績採点表

課・室又は公所名

工事名		施工場所																				
請負者名		工期				平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				完成年月日												
評定項目		検査員(中間・一部完成)				検査員(中間・一部完成)				検査員(中間・一部完成)												
5		評定年月日:平成 年 月 日 氏名: 印				評定年月日:平成 年 月 日 氏名: 印				評定年月日:平成 年 月 日 氏名: 印												
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e						
1. 施工体制	・ 施工体制一般																					
	・ 配置技術者																					
2. 施工状況	・ 施工管理	+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15						
	・ 工程管理																					
	・ 安全対策																					
	・ 対外関係																					
3. 出来形及び出来ばえ	・ 出来形	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	・ 品質	+15	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
出来ばえ	・ 出来ばえ	+5	+2.5	0	-5.0		+5	+2.5	0	-5.0		+5	+2.5	0	-5.0		+5	+2.5	0	-5.0		
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)																						
評定点 (65±加減点合計)		3																				

評定項目		検査員(中間・一部完成)				検査員(中間・一部完成)				検査員(中間・一部完成)												
5		評定年月日:平成 年 月 日 氏名: 印				評定年月日:平成 年 月 日 氏名: 印				評定年月日:平成 年 月 日 氏名: 印												
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e						
1. 施工体制	・ 施工体制一般																					
	・ 配置技術者																					
2. 施工状況	・ 施工管理	+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15						
	・ 工程管理																					
	・ 安全対策																					
	・ 対外関係																					
3. 出来形及び出来ばえ	・ 出来形	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	・ 品質	+15	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
出来ばえ	・ 出来ばえ	+5	+2.5	0	-5.0		+5	+2.5	0	-5.0		+5	+2.5	0	-5.0		+5	+2.5	0	-5.0		
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)																						
評定点 (65±加減点合計)		3																				

評定様式第3号 細目別評定点採点表

項目	細別	① 監督員 ()×0.4+2.9=	② 総括監督員	③ 検査員平均	④ 検査員(中間・一部完成)	⑤ 検査員(完成)	細目別評定点	得点割合	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	()×0.4+2.9=					+0.0	+3.3	
	II. 配置技術者	()×0.4+2.9=					+0.0	+4.1	
2. 施工状況	I. 施工管理	()×0.4+2.9=			()×0.4+6.5=		+0.0	+13.0	
	II. 工程管理	()×0.4+2.9=	()×0.2+3.2=				+0.0	+8.1	
	III. 安全対策	()×0.4+2.9=	()×0.2+3.3=				+0.0	+8.8	
	IV. 対外関係	()×0.4+2.9=					+0.0	+3.7	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	()×0.4+2.8=			()×0.4+6.5=		+0.0	+14.9	
	II. 品質	()×0.4+2.9=			()×0.4+6.5=		+0.0	+17.4	
	III. 出来ばえ				()×0.4+6.5=		+0.0	+8.5	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	()×0.2+3.3=					+0.0	+7.3	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	()×0.4+2.9=					+0.0	+5.7	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		()×0.2+3.2=				+0.0	+5.2	
8. 法令遵守等			()×1.0=				+0.0		
評定点合計								+0.0	+100.0
9. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外						

※ 既済部分(中間)検査があった場合 (①+②+③)×0.5+④×0.5=細目別評定点...ただし、既済(中間)が2回以上の場合は③を平均する。
 ※ 既済部分(中間)検査がなかった場合 (①+②+④)÷細目別評定点
 ※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

別記様式第1 (工事成績評定通知書)

第 号
平成 年 月 日

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 様

契 約 担 当 者 名 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで契約を締結した下記工事について、山形県建設工事成績評定要領に基づき
評定した結果を通知いたします。

なお、評定の結果に疑問があり説明を受けたいときは、この通知を受けた日から起算して14日(「休
日」を含む。)以内に書面により説明を求めることができます。

記

1. 工 事 名 :
2. 建設工事の種類 :
3. 施 工 場 所 :
4. 工 期 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで
5. 完成検査年月日 : 平成 年 月 日
6. 評 定 点 : _____ 点

詳細は別表1(項目別評定点)のとおり

7. 問い合わせ先 : 郵便番号
住所、公所、課名
電話等

別表 1

項目別評定点

評価項目	細 別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3点
	II. 配置技術者	/ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0点
	II. 工程管理	/ 8.1点
	III. 安全対策	/ 8.8点
	IV. 対外関係	/ 3.7点
3. 出来形及び出来栄え	I. 出来形	/ 14.9点
	II. 品質	/ 17.4点
	III. 出来栄え	/ 8.5点
4. 工事特性 (加点のみ)	施工条件等への対応	/ 7.3点
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	/ 5.7点
6. 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	/ 5.2点
7. 法令遵守等 (減点のみ)		
評定点合計		/ 100.0点

別記様式第2 (工事成績評定に係る説明書(回答))

第 号
平成 年 月 日

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 様

契 約 担 当 者 名 印

工事成績評定に係る説明書(回答)

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記の通り回答いたします。

なお、本説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面による回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により再説明を求めることができます。

記

1. 工 事 名 :

2. 疑問に対する回答 :

3. 問い合わせ先 : 郵便番号
住所、公所、課名
電話等

別記様式第3 (工事成績評定に係る再説明書(回答))

第 号
平成 年 月 日

受注者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 様

契 約 担 当 者 名 印

工事成績評定に係る再説明書(回答)

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記の通り回答いたします。

記

1. 工 事 名 :

2. 疑問に対する回答 :

別記様式第4 (工事成績評定通知書の修正)

第 号
平成 年 月 日受注者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 様

契 約 担 当 者 名 印

工事成績評定通知書の修正について

平成 年 月 日付けで契約を締結した下記工事について、山形県建設工事成績評定要領(以下「要領」という。)に基づき、平成 年 月 日付け 第 号にて評定しているところですが、下記の理由により工事成績評定を修正したので、その結果を別添のとおり通知いたします。

先に通知している工事成績評定については無効とし、本通知書が届き次第すみやかに返送願います。

記

1. 工 事 名 :
2. 建設工事の種類 :
3. 施 工 場 所 :
4. 工 期 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで
5. 完成検査年月日 : 平成 年 月 日
6. 評定の修正をおこなった理由
(記載例)本工事において、平成 年 月 日に ヶ月間(平成 年 月 日~平成 年 月 日)の指名停止措置を受けたため、要領第11条第1項に基づき修正するものである。
7. 問い合わせ先: 郵便番号
住所、公所、課名
電話等

参考様式1 (工事成績評定通知書の修正の報告)

事務連絡
平成 年 月 日

工事検査課長
建設企画課長 殿

契約担当課長

工事成績評定通知書の修正について(報告)

平成 年 月 日付けで契約を締結した下記工事について、山形県建設工事成績評定要領(以下「要領」という。)に基づき、評定したところですが、下記の理由により工事成績評定を修正し別添のとおり通知したので報告します。

記

1. 工 事 名 :
2. 建設工事の種類 :
3. 施 工 場 所 :
4. 工 期 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで
5. 完成検査年月日 : 平成 年 月 日
6. 評定の修正をおこなった理由

(記載例)本工事において、平成 年 月 日に ヶ月間(平成 年 月 日~平成 年 月 日)の指名停止措置を受けたため、要領第11条第1項に基づき修正するものである。